



羽の情報便

パート収入の税金は？



パート収入は103万円が境目です。

これから年末にかけて、パートの方は今年の年収がどれ位になるか気になる頃だと思います。その年収によって所得税や住民税の額、夫が配偶者控除、配偶者特別控除のいずれかを受けられるか否かが決まるからです。

パート収入が103万円以下で他に所得がなければ、その方に所得税はかかりません。また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

■パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税はかかりません。住民税については、非課税限度額が35万円ありますので、パート収入が100万円以下でほかに所得がない場合は、住民税(所得割)はかかりません。

但し、パート収入が100万円以下であっても、居住地によっては住民税(均等割)がかかる場合がありますので、気になる方は市区町村の窓口にてご確認ください。

■配偶者にパート収入がある場合

夫婦の一方が正社員で、もう一方がパートの場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、正社員で働いている方は、配偶者控除または配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

配偶者特別控除は、給与所得者側の合計所得が1,000万円(給与の収入金額が約1,231万円)を超える年度は受けることができません。

- ・パート収入が103万円以下 ⇒ 配偶者控除 38万円
- ・パート収入が103万円超～141万円未満 ⇒ 配偶者特別控除(最高38万円)

配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	38万円	—	120万円超 125万円未満	—	21万円
103万円超 105万円未満	—	38万円	125万円超 130万円未満	—	16万円
105万円超 110万円未満	—	36万円	130万円超 135万円未満	—	11万円
110万円超 115万円未満	—	31万円	135万円超 140万円未満	—	6万円
115万円超 120万円未満	—	26万円	140万円超 141万円未満	—	3万円

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

10月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

10月10日（金）

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



10月31日（金）

8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

21年2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例4 : 焼肉店（38.6%の削減に成功）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	565,928円／年	年間の電気料	347,396円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 218,532円 10年間で 2,185,320円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり (15)



■ 遊覧所税

大正時代に娯楽施設が増え、地方税として遊覧所税が大阪府のルナパークやパノラマ（円筒形の建物の内壁に立体的な絵を描きそれを中央部の観覧席から観衆が鑑賞する）や活動写真などにかけていました。その娯楽の内容も地域によって様々でその時代ならではの税金でした。



■ 造石税(お酢)

お酢は原料としてお酒を利用しますが、明治時代の酒税法ではお酢をつくる業者には課税されていませんでした。その後、増大する軍事費を賄うために酒税が増額されると、酢の原料という名目で酒税を脱税する業者が多く現れ、これを防ぐために、明治16年に酢の製造過程でも酒を製造する酢造業者へ造石税が課せられました。



お客様からのQ & A

従業員へ会社負担でレクリエーションのための旅行を計画しています。研修としたほうが給与として課税されないと聞いたのですが、本当ですか？

レクリエーション目的であったとしても、旅行の期間が原則4泊5日以内であり、旅行に参加した人数が全体の人数の半分以上であれば、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。海外旅行の場合にも現地での宿泊が4泊5日以内であれば認められます。その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額であることが前提です。もしこれに該当しない場合は、その旅行に係る費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

また、会社の業務を行うために直接必要な場合には、研修旅行としてその費用は給与としては課税されません。その場合は、同業者団体の主催する観光旅行を目的とした団体旅行や旅行の幹旋業者などが主催する団体旅行は認められませんので注意が必要です。



税金まめ知識（第15回）在庫と棚卸資産

売れ残りの商品、余った材料費、仕掛品（造りかけの商品）といったものを**在庫**といいます。会計上は、売上高に直接関与したものだけを計上するため、在庫については、貸借対照表に**棚卸資産**として計上し、費用にはなりません。

また、在庫の数量を確定することを**棚卸**といいます。売れそうもない商品や使うあてのない材料をいつまでも持っているとなれば税金の面では損をすることになります。思い切って廃棄する決断も必要になります。この廃棄という行為には、捨てたことを証明する必要があります。業者に引き取ってもらい**廃棄証明**をもらっておくか、**捨てる**と**ところを写真**に撮っておく必要があります。

期末の在庫金額の計算方法は、「数量×単価」となり、このときの単価の計算方法は、納税者の都合により選択できるようになっています。一般的には、**最終仕入原価法**という一番最後に仕入れた値段で在庫全体の単価をみなす方法です。その他、以下のような棚卸資産の評価方法もあります。

個別法	全ての期末棚卸資産について、それぞれの取得価額を評価額とする。
仕入先出法	期末にもっとも近い時期に取得したものから順次、期末の棚卸資産になるとみなして、取得価額を評価額とする。
後入先出法	期首からもっとも近い時期に取得したものから順次、期末の棚卸資産になるとみなして、取得価額を評価額とする。
総平均法	期首棚卸資産と期中取得の棚卸資産の総合計を、総数量で割った価額を期末棚卸資産の1単位あたりの評価額とする。
移動平均法	棚卸資産を取得するたびに、在庫資産と取得資産の合計から平均単価を改定し、1単位あたりの評価額とする。
最終仕入原価法	事業年度の最後に取得したものの単価を期末棚卸資産の評価額とする。（特別な届出をしない場合はこれになる）
売価還元法	期末棚卸資産の通常の販売予定価額の総額に原価率を掛けて計算した金額を評価額とする。

以上、自分たちに都合の良い評価方法を選択することができますが、一度選択した評価方法は、少なくとも2年間の変更できませんので注意が必要です。届け出をしない場合は、自動的に最終仕入原価法を選んだものとみなされます。



今月のコラム

いよいよ秋本番の季節となりました。一年は早いものでカレンダーもアツという間に残り少なくなってきました。

ところで十月といえば台風シーズンですね。近年、台風でなくてもゲリラ豪雨など過激な天気も多くなって台風も色あせたように思えます。今年は、大きな地震があったりと、日本も天災が多く起こりました。もう、これ以上災害が起こらないことを願うばかりです。

ところで台風の後、すっきりと晴れることを「台風一過」といいます。(こどもの頃は、台風一家かと思っていました。・・・)わたしは、台風で何日も荒れた天気の後、一気に高気圧に覆われて、真っ青な高い空の爽快感が大好きです。

これは、台風によって、あのジメジメとした空気を掃除機のように一気に吸い込んでお掃除していつくれるからそうです。

なんか気象予報士のようになってしまいました。今年も残すところあと2ヶ月ちょっととなりました。年初に決めた目標で積み残したこともまだ間に合います。食欲の秋、読書の秋、レジャーの秋、そして、お仕事の秋として頑張ります。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

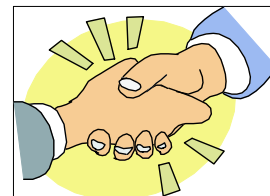
◆伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



いよいよ秋本番です！
お仕事も頑張らしましょう。

